

特定非営利活動法人いわき自立生活センター 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人いわき自立生活センター（以下、「法人」という。）の役員の報酬 に関する事項を定める。

(報酬)

第 2 条 役員のうち、法人業務を行う理事であっても役員報酬は支給 しない。

2 役員のうち、監事 についても第 1 項の規定を準用する。

(改正)

第 3 条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

1 この規程は、2014年10月1日 から施行する。